

# 社会保険事業状況（平成 19年 2月現在）

## I. 医療保険

### 1. 総括

#### (1) 適用状況

平成 19年 2月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,956万人、法第3条第2項被保険者1万3千人、船員保険6万3千人である。前年同月と比べてみると政管健保は34万3千人（対前年同月比1.8%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同13.7%減）、船員保険は1千人（同2.2%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図 I - 1、図 I - 2、図 I - 3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成 19年 2月末現在の政管健保適用の事業所数は154万7千（対前年同月比2.1%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.9%減）、平成19年1月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同6.6%減）となっている。

図 I - 1 政管一般被保険者数の推移

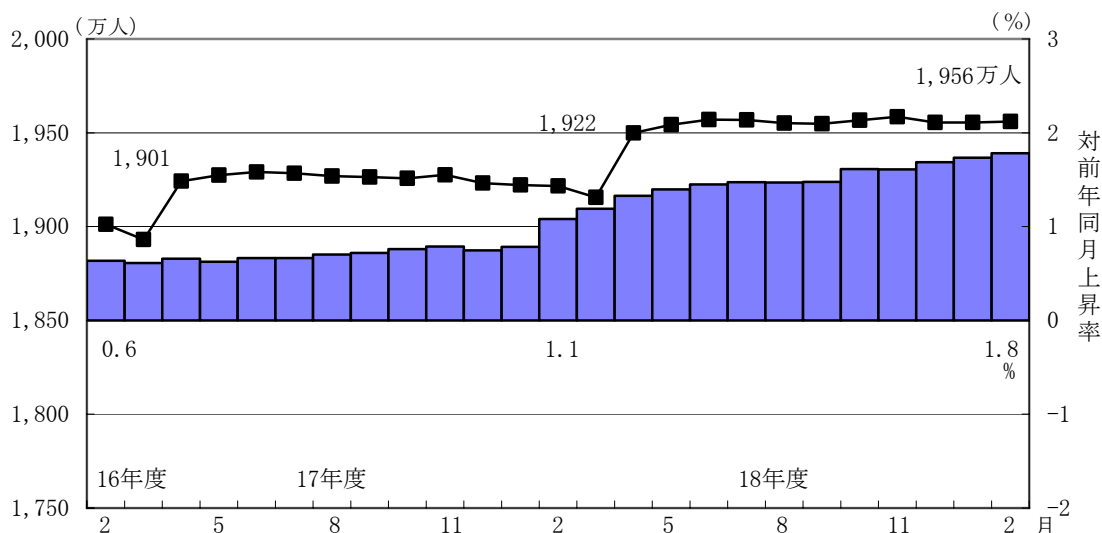


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

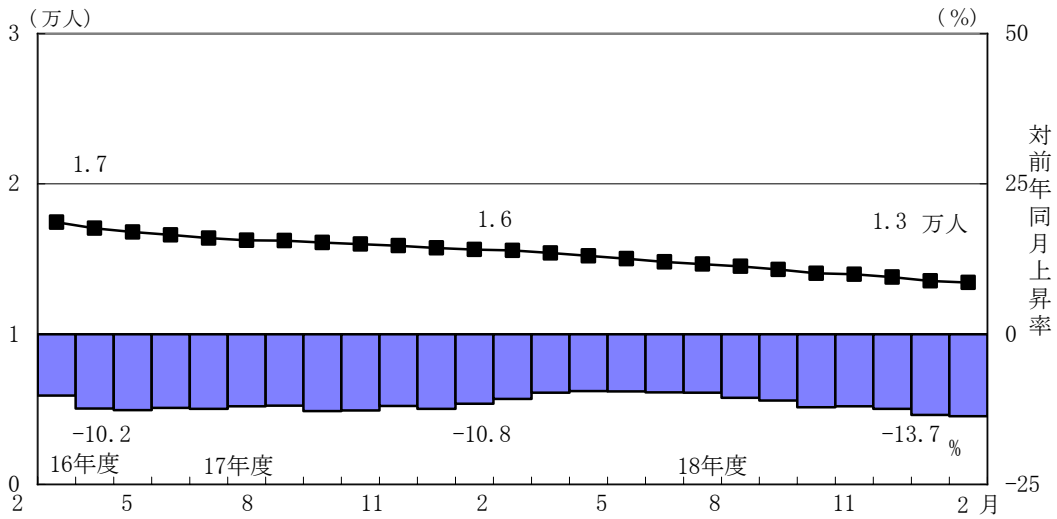
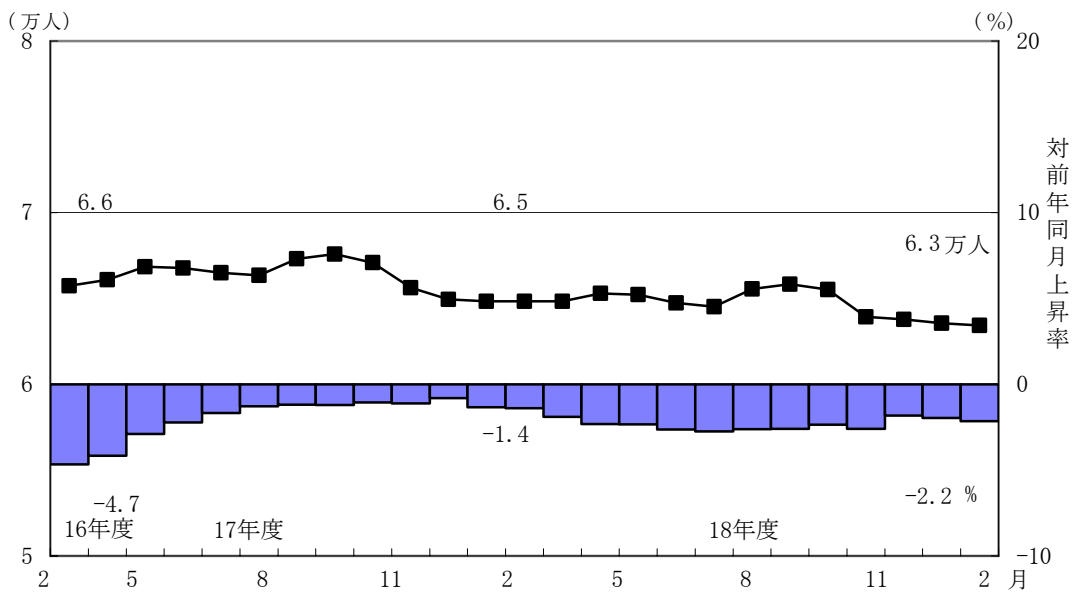


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成 19 年 2 月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万3,480円（対前年同月比0.1%減）であり、船員保険38万1,584円（同0.7%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年1月末の賃金日額の前平均は1万2,914円（同0.9%増）である。

平成 19 年 2 月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保4万4千か所、法第3条第2項被保険者3か所、船員保険の船舶所有者数13か所となっている。被保険者数は、政管健保48万2千人、法第3条第2項被保険者33人、船員保険130人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保27万4千円、法第3条第2項被保険者3万4千円、船員保険43万9千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成 19年 2月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,285万6千人（対前年同月比0.6%増）、法第3条第2項被保険者1万2千人（同14.0%減）、船員保険7万2千人（同3.7%減）である。

平成 19年 2月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額 averages は、政管健保31万4,065円（対前年同月比0.5%減）、船員保険40万8,239円（同0.8%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年1月末の賃金日額の平均は1万2,973円（同0.5%増）である。

## (2) 給付状況

平成 19年 2月の保険給付費は、政管健保3,372億1千万円（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者分2億3千万円（同15.7%減）、船員保険19億9千万円（同7.1%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同0.1%減）、法第3条第2項被保険者1万7千円（同2.5%減）、船員保険3万1千円（同5.2%減）である。

## (3) 診療費の状況

平成 19年 2月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,298億5千万円（対前年同月比0.8%増）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同17.7%減）、船員保険16億8千万円（同6.5%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年2月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,247	38,666	32,985	3.2	1.3	0.8
法第3条第2項	12	35	22	△ 8.6	0.8	△ 17.7
組合健保	18,010	31,225	24,957	4.8	3.1	1.7
船員保険	90	180	168	△ 1.6	△ 3.5	△ 6.5
共済組合	5,775	9,995	7,988	2.5	0.8	△ 1.3
小 計	45,134	80,101	66,120	3.7	1.9	0.8
国 保	30,785	66,524	66,407	4.3	2.0	2.5
老人保健	19,848	58,774	72,062	△ 3.6	△ 5.1	△ 3.8
合 計	95,767	205,399	204,589	2.3	△ 0.2	△ 0.3

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

## 2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

### (1) 適用状況

平成 19年 2月末現在の被保険者数1,956万人のうち、男子の被保険者数は1,221万2千人（対前年同月比1.5%増）、女子は734万8千人（同2.2%増）である。また、任意適用被保険者数は21万2千人（同57.8%減）で全体の1.1%である。

平成 19年 2月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万3,576円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万6,843円（同0.2%増）で、女子は男子の67.0%となっている。

平成 19年 2月末現在の被扶養者数は1,643万4千人で、扶養率は0.840となっている。

### (2) 給付状況

平成 19年 2月の保険給付費は、3,372億1千万円（対前年同月比1.9%増）となっており、うち、医療給付費は3,097億7千万円（同1.7%増）で保険給付費の91.9%を占めている。また、傷病手当金は112億8千万円で保険給付費の3.3%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成 19年 2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,943円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,475円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,800円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が563.44、被扶養者が650.97、高齢受給者が1,380.89であり、1件当たり日数は、被保険者が1.78日、被扶養者が1.83日、高齢受給者が2.24日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,917円、被扶養者が7,951円、高齢受給者が10,258円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)

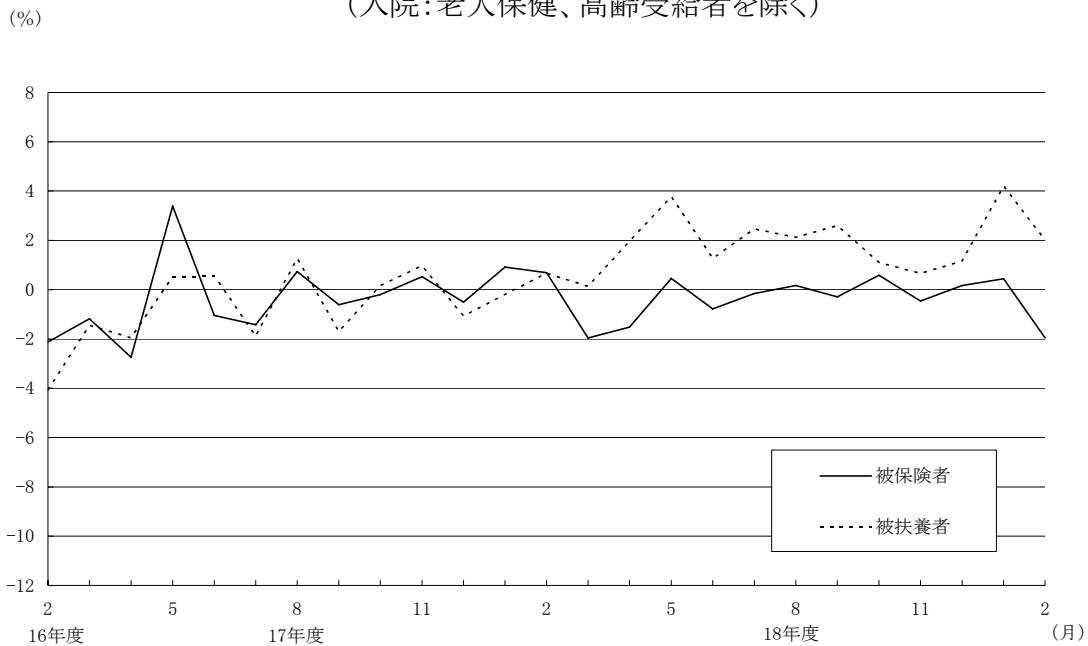
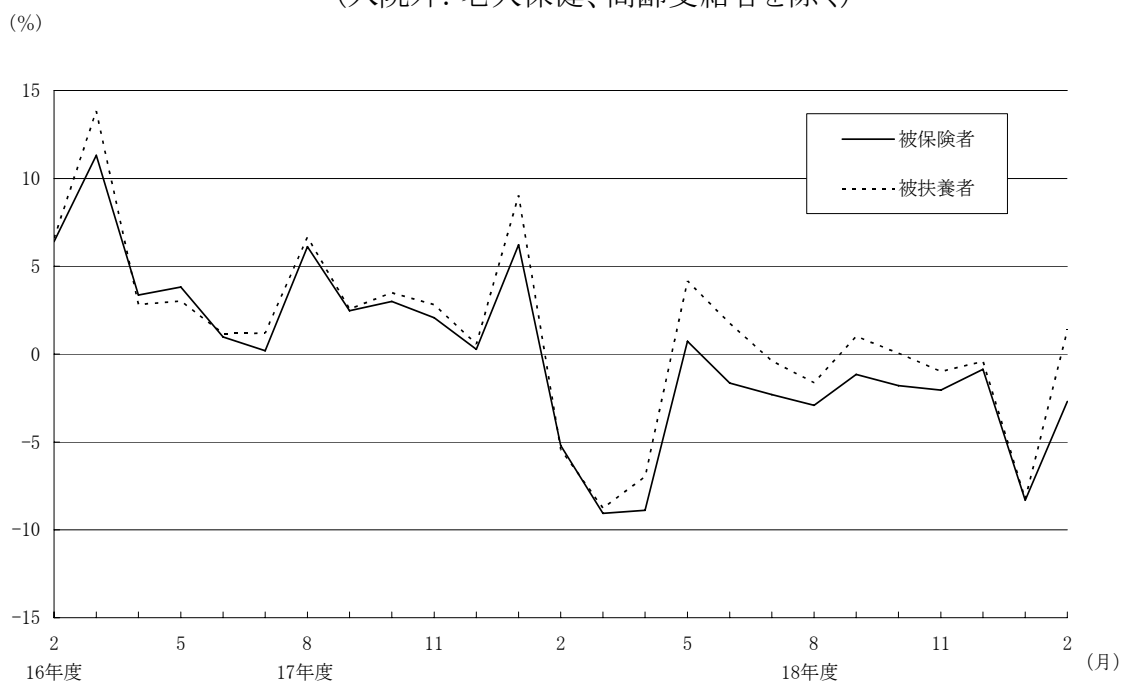


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



### 3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

#### (1) 適用状況

平成 19年 2月末現在の被保険者数1万3千人のうち男子は1万人（対前年同月比12.2%減）、女子は3千人（同18.1%減）である。

平成 19年 2月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.689となっている。

#### (2) 給付状況

平成 19年 2月の保険給付費は、2億3千万円（対前年同月比15.7%減）となっており、うち、医療給付費は2億1千万円（同16.3%減）で保険給付費の91.4%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の7.1%を占めている。

#### (3) 診療費の状況

平成 19年 2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,019円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,398円、高齢受給者の1人当たり診療費は16,538円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が568.53、被扶養者が462.97、高齢受給者が895.32であり、1件当たり日数は、被保険者3.49日、被扶養者が2.00日、高齢受給者が2.57日であり、1日当たり診療費は、被保険者が5,556円、被扶養者が9,056円、高齢受給者が7,185円である。

## 4. 船員保険

### (1) 適用状況

平成 19年 2月末現在の被保険者数6万3千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.2%減）、漁船（い）が1千人（同0.8%減）、漁船（ろ）が1万9千人（同4.9%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同7.4%減）である。

平成 19年 2月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万8,548円（対前年同月比0.1%増）、漁船（い）が37万2,959円（同0.7%増）、漁船（ろ）が33万4,671円（同2.3%増）である。平成 19年 2月末現在の被扶養者数は9万7千人で、扶養率は1.508である。

### (2) 給付状況

平成 19年 2月の保険給付費は、19億9千万円（対前年同月比7.1%減）となっており、うち、医療給付費は16億6千万円（同3.3%減）で、保険給付費の81.1%を占めている。また、傷病手当金は3億円で、保険給付費の14.6%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成 19年 2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,808円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,931円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,487円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が506.00、被扶養者が634.28、高齢受給者が1,282.03であり、1件当たり日数は、被保険者が2.14日、被扶養者が1.90日、高齢受給者が2.43日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,891円、被扶養者が8,228円、高齢受給者が10,110円である。